

AI道路工事検知ソリューション利用規約【現改比較表】 2026年10月9日現在

～2026年10月8日

2026年10月9日～

第6条 申込みと承諾

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき

(7) 本サービスの申込者の申込内容に合致したモビリティパートナーが見つからないとき、または、オプションサービスの申込内容が提供できないとき。

(8) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

第 12 条 当社が行う本契約の解約

第6条 申込みと承諾

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(4) 申込書に虚偽の記載もしくは申込時に虚偽の申告がなされたとき、またはその恐れがある
と当社が判断したとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 本サービスの申込者が、当社が指定する必要書類を提出しないとき

(7) 本サービスの申込者が、本サービスもしくは当社の提供するサービスにおいて契約に違反
する行為を行った、または行う恐れがあると当社が判断したとき

(8) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき

(9) 本サービスの申込者の申込内容に合致したモビリティパートナーが見つからないとき、ま
たは、オプションサービスの申込内容が提供できないとき。

(10) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当
社が判断したとき

第 12 条 当社が行う本契約の解約

(6) 契約者が、本サービスもしくは当社の提供するサービスにおいて契約に違反する行為を行
った、または行う恐れがあると当社が判断したとき

第 12 条 当社が行う本契約の解約 2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。 (6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。	第12条 当社が行う本契約の解約 2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。 <u>(6) 詐欺や業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為、その恐れのある行為をしたとき。</u> <u>(7) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。</u>
第16条 料金 本サービスの料金は、<u>別紙に定めるところによります。</u>	第16条 料金 本サービスの料金は、<u>当社が契約者に提示する申込書、見積書その他当社が定める料金条件によるものとします。</u>
第20条 データの削除 当社は、第24条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第11条（契約者が行う本契約の解約）または第12条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき、または期間の満了により本契約が終了したときは、映像データを削除します。この場合において、当社は、映像データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。	第20条 データの削除 当社は、第24条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、第11条（契約者が行う本契約の解約）または第12条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき、または期間の満了により本契約が終了したときは、映像データを削除します。この場合において、当社は、映像データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。
第24条 本サービスの廃止 4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。当社は、本サービスの全部または一部を廃止しようとするときは、90 日の予告期間において契約者にその旨を通知するものとします。	第24条 本サービスの廃止 4当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

	<u>第27条 契約者の協力義務</u> <u>当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとし、この場合、契約者はこれに応じるものとし、</u> <u>(1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合</u> <u>(2) 故障予防または回復のため必要な場合</u> <u>(3) 技術上必要な場合</u> <u>(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合</u> <u>2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとし、</u>
第27-35条	<u>第28-36条</u> ※条項追加に伴う条番号のずれの修正
<u>別紙</u>	※削除
	<u>附則（令和8年10月5日 I & P 2 サ000400000751-01）</u> <u>この改正規定は、令和8年10月9日から実施します。</u>